

広島県市町村職員共済組合

公報第703号

任意継続掛金の算定の標準となる平均標準報酬月額について

2016年11月7日

広島市中区袋町3番17号
広島県市町村職員共済組合

○ 公告第 1 2 7 2 号

任意継続掛金の算定の標準となる平均標準報酬月額について

2017 年度の任意継続掛金の算定の標準となる地方公務員等共済組合法施行令第
46 条の 2 に規定する額を次のとおり公告する。

3 8 0 , 0 0 0 円

2 0 1 6 年 1 1 月 7 日

広島県市町村職員共済組合
理事長 藏 田 義 雄